

## 第3回帯広市国民保護協議会

### 会議概要

会議名	第3回帯広市国民保護協議会
開催日時	平成19年1月12日（金）午前10時～11時
開催場所	帯広市役所 10階 第6会議室
出席者等	会長 帯広市長 委員 27名中 25名出席
会議議題	(1) パブリックコメントの実施結果の報告 (2) 帯広市国民保護計画（素案）の修正について (3) その他

### 会議内容

司会者（総務部長）	<p style="text-align: center;"><b>【開 会】</b></p> <p>皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、有難うございました。定刻となりましたので、ただ今から第3回帯広市国民保護協議会を開催したいと思います。</p> <p>私は、協議会の議事に入るまでの進行をさせていただきます帯広市総務部長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、帯広市国民保護協議会の会長となっております砂川市長から、ご挨拶申し上げます。</p>
会長（市長）	<p style="text-align: center;"><b>【開会挨拶】</b></p> <p>皆様お早うございます。本日は、大変お忙しい所、お集まりいただきまして有難うございます。</p> <p>日頃から防災行政を始めとしまして、市政全般にわたりご協力、ご支援をいただき、改めて感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>本日は、第3回目の協議会でありまして、昨年9月に第一回目の協議会が開催されましたが、その時には市の計画を策定する上での基本的な考え方についてご説明をさせていただいたところでありまして、その後計画の素案を策定いたしまして、前回11月の第2回目の協議会でその素案をご提示したところでありまして、この計画素案につきましては第2回目の協議会の後パブリックコメントを設けまして、市民の皆様からご意見をいただきました。そしてまた、関係機関とも協議をさせていただきました。そしてさらに前回の11月の協議会で委員の皆様からいただきましたご意見、質問表でいただきましたご意見を十分に踏まえまして、修正すべきところは修正してきているところであります。本日の協議会ではこうした修正点を中心にご説明を申し上げたいと考えております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>す。今後、更に市民の皆様のご意見を踏まえ、計画案をまとめていきたいと考えております。</p> <p>各委員のご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく御願います。</p>
<p>司会者（総務部長）</p>	<p>それでは、今後の議事進行につきましては、協議会会長であります砂川市長にお願いいたします。</p>
<p><b>【議 事】</b></p> <p>[パブリックコメントの実施結果の報告]</p>	
<p>会長（市長）</p>	<p>それでは、お手元にお配りしております次第に従い進めていきたいと思ひます。</p> <p>まず報告事項でありますけれども、一ヶ月の期間募集しましたパブリックコメントの結果につきまして、一括事務局から説明させたいと思ひます。よろしく御願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、お手元にお配りしております資料1 パブリックコメント意見募集の結果報告につきましてご報告をさせていただきますと思ひます。</p> <p>帯広市では、市民の参加する機会を広げ、市の政策の形成過程を分かりやすく示すなど行政の透明性の向上を計ることで市民との共同での、街づくりを進めるため帯広市パブリックコメント制度実施要綱を策定してございます。平成16年9月1日から施行しているところでございます。この手続きは計画や条例など政策を立案する過程におきまして、その原案や参考となる資料を公表し、広く市民の方々から意見を募集し、寄せられたご意見を参考にしながら、意思決定を行うと共にご意見に対する考え方を公表するものであります。</p> <p>帯広市国民保護計画（素案）につきましてもこの要綱に従いまして、昨年11月14日から12月13日まで帯広市のホームページでの公開、コミュニティーセンター、川西・大正の両支所、図書館などで資料の閲覧・配布を行い、市民の皆さまから計画の素案につきまして広く意見を募集したところであります。パブリックコメント期間中に寄せられました意見等の提出者と件数につきましては資料の意見募集の結果の通りとなっており、意見等の数につきましては7名の方から11件の意見が寄せられたところであります。</p> <p>主だった意見の内容につきましてご紹介をいたします。一つはこの計画の策定そのものに対して疑問視をする意見、更には平和に対する記述の必要性、またボランティア活動の参加の自主性に関する意見などでございます。他にいただいた意見の概要並びに、意見に対する市の考え方につきましては、資料1に記載の通りでございますが、意見の取扱といたしましては、今回のパブリックコメントの意見をもちまして案の修正に至るものはなかったものでございます。</p>

事務局	<p>このパブリックコメントの実施決定につきましては、帯広市パブリックコメント制度実施要綱の規定に従いまして、後日、市のホームページの掲載、コミュニティーセンター、大正・川西支所、図書館など資料の閲覧を行い市民の皆様に広く公表を行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長（市長）	<p>今、パブリックコメントの実施とその結果についての報告がございました。ご質問等がございましたら、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p>
会長（市長）	<p>それでは次に、帯広市国民保護計画（素案）を色々と皆さまご意見に基づきまして、計画を修正しておりますので、帯広市国民保護計画（素案）の修正内容について議題にしたいと思います。事務局から説明させます。</p> <p style="text-align: center;">〔帯広市国民保護計画（素案）の修正について〕</p>
事務局	<p>それでは修正内容についてご説明させていただきます。今回の修正につきましては、本協議会の委員からの意見を反映させた修正、更に機関の名称変更など一部形式的なものも入っております。</p> <p>次に資料についてご説明をさせていただきます。まず資料2につきましては左側から計画書のページ、項目を記載し、次にご意見の内容、市の考え方の順番となっております。</p> <p>計画書を修正したものにつきましては、資料3 A4横版のものがございますが、対比表という形で表しておりますので、資料2の説明と一緒にご確認をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは内容の説明に入らせていただきます。まず資料2の一番上、本編のページ数5ページになりますが、1編の第3章 市の事務又は業務の大綱等のうち関係機関につきましては意見・質問等の欄にございますように①、②番の名称が変更になったということがございます。資料3を見ていただきたいと思っております。資料3の1ページの総論に関係機関の一覧が載っておりますが、このうち右側の修正後のページに出ています北海道運輸局帯広運輸支局の担当部署の名称、更には市の関係機関であります市消防本部の担当部署の名称ならびに所在住所、更には次の欄の北海道電力（株）帯広支店の担当部署の名称、更に十勝中央森林組合、もともと帯広森林組合という名称でしたが、その名称変更並びに担当部署の名称の変更でございます。</p> <p>続きまして、本編6ページから8ページ、1編第4章 市の地理的・社会的特徴の欄でございます。これにつきましては素案の段階の市の地理的・社会的特徴に関する記述の内容につきまして国民保護を実施するためもう少し具体的な細かいところまでの情報が必要ではないかというご意見、更に記述が難しいのであれば事務局において把</p>

事務局	<p>握をする必要があるのではないかというご意見でございました。これにつきましては中身について修正を加えてございます。資料3の対比表をご覧くださいと思います。まず地形の欄につきましては、右側の修正後の網掛け部分にありますように、まず面積の記載を増やしました。これは市の行政区域が非常に広大であるということを数字をもって記載をしていくという形でございます。</p> <p>続きまして気象の欄につきましては、帯広の場合は冬期間の寒さの問題等々がございますので、冬期間の寒さ対策への配慮を文言にし、記載したものでございます。</p> <p>続きまして資料3の2ページになりますが、道路、鉄道の位置等につきましても、道路の位置関係、釧路については東方向であるとか、更に西の札幌方面への記載。更になお「冬期間においては、雪による道路の通行規制や吹雪等による鉄道の遅れが生じることがある。」という北海道帯広ならではの気象状況の記載をしているところでございます。なお記述の修正以外につきましても、事務局に必要な情報の把握につきましては引き続き調査・研究を進めていきたいと考えております。</p> <p>続きまして資料2の上から3段目9ページ1編5章第2の緊急対処事態(1)の攻撃対処施設等による分類でございますが、ここにつきましては、関係の施設を素案の方に列挙してございますが、このうち帯広市の該当施設の有無、また有るのであれば具体的な洗い出しが必要であるというご意見でございました。北海道内には素案に記載している施設がございますが、帯広市につきましては該当施設の可燃性のガスの貯蔵施設と石油貯蔵施設が存在しております。ここでの記載の考え方につきましては、道の国民保護計画においてもそうですが、道内の当該施設において武力攻撃等々が発生した場合につきましては広域的な避難・救援活動を想定していますことから、攻撃対象の施設全般について記載しているところでございます。改めて案の修正についてはしていないところでございます。</p> <p>続きまして資料2の上から4段目、14ページの2編1章4 国民の権利利益の救済に係る手続等でございます。これにつきましては資料3の2ページ 第2編の14ページと書いてあるところでございますが、元々、市は武力攻撃事態等の認定があった場合については国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置にかかわる不服申し立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに以下のとおり担当課を定めるという記載をしてございました。そういった中でその担当課とはどこですかという意見がございました。この手続項目担当課につきましては、課の名称ですとか、事務担当課に変更が生じる可能性が考えられますことから、資料3の右側に記載のとおり一覧表形式で具体的な手続項目について記載をさせていただく方法に、変更させていただきたいと考えております。</p> <p>続きまして資料21ページの一番下になります。同じく国民の権利利益に関する文書の保存でございます。これはどんな書類を、何処に、どのように保存するのかという意見でございました。これにつきましては、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書全てと考えておりますが、この管理内容につきましては、計画に記載のとおりでございます。ただ管理規定の名称を従来「市文書管理規定等」と表示させていた</p>
-----	---

事務局	<p>いたものを「市文書編集保存規定等」に変更しました。今現存しています市の正式な名称等々に変更しているものでございます。</p> <p>続きまして、資料2の2ページでございます。21ページの2編1章の4(1) 被害情報の報告様式でございます。これにつきましては報告様式のうち市町村名という欄があるのですが、その考え方、何をどういうふうに記載するのという質問でございました。被災情報の報告につきましては市の対策本部から北海道知事へと行っていくとでございます。また様式につきましては北海道が取りまとめるために簡易な様式として、道が指定様式として定めているものでございますので、ここの市町村名欄については帯広市と記載するという形になります。</p> <p>続きまして2編2章5(2)訓練の欄でございます。22ページになりますが、防災計画の防災訓練とのマッチングを含めた記載をというご意見をいただきました。ここにつきましては、22ページの(3)訓練に当たっての留意事項①で国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連帯させる。と記載をしてございますので、その内容をもって考え方を示してございます。</p> <p>続きまして26ページ 2編3章の部分でございます。国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の欄でございます。ここにつきましては化学防護服や化学放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備促進に努めることとなっているが、市として備蓄や調達の前定はないのかというご意見・ご質問がございました。ここにつきましては、法や国の基本指針におきましては避難及び救援を除いた国民保護のための措置に必要な物資及び資材については指定行政機関(国)が備蓄、整備、点検するとなっており、現段階におきまして国民保護用として備蓄を進めていくという考え方はございませんが、帯広市消防につきましては特殊な災害にも対応できるよう化学防護服ですとか検知器等を整備・保有しており国民保護措置におきましてもこういったもので対応するという考え方をもってございます。</p> <p>続きまして37ページ3編2章の市対策本部長の権限⑤市教育委員会に対する措置実施の求めについてであります。市教育委員会に対する措置の実施の求めの「市の区域にかかわる国民保護措置を実施するための必要な限度において、必要な措置を講ずるように求める。」とあるが、具体的にどのようなものかという解釈に対するご意見だったと理解しておりますが、ここにつきましては教育委員会に対する必要な措置としては、生徒等を避難に関し適切な措置を取ることなどを求めることなどが想定されます。</p> <p>続きまして3編3章7のボランティア団体等に対する支援等でございます。ここにつきましてはボランティア、市民等に対する市からの協力要請等で、市民が活動中にけが又は死亡した場合の補償等はあるのかということでございます。これにつきましては、国において「国民の権利利益の救済に係る手続」が定められてございまして、これは法的に補償される旨となっております。先ほど担当課の欄で説明いたしました、14ページに追加した表の中の損害補償、国民への協力要請によるものに該当になり補償されるということになってございますので14ページの表の中に記載をさせ</p>
-----	--

事務局	<p>ていただいたというところでございます。</p> <p>続きまして41ページ、これは警報の伝達に関するところでございます。住民に対する警報の伝達手段としてサイレンがあるが、火災時とは違う音色であることを消防団や町内会を活用し、住民に周知することが必要であるというご意見でございますが、ここにつきましては、21ページ「研修及び訓練」の欄で、道と連帯し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対し国民保護措置に関する研修等を行うとしており、研修の機会を通じてそういったサイレンの音色などについても周知を図っていきたくと思います。続きまして資料2の3ページ、素案の42ページの3編4章の警報内容の伝達方法でございますが、これにつきましてはサイレンだけで有事発生を市民に周知できるのか？他にも方法を考えた方が良いのではないかというご意見でございました。警報の伝達方法については、住民が警報を知る時は様々な状態にあり、全ての住民に警報を伝達するには相当の時間を要すると考えられます。現在、実際の災害想定の中で警報伝達方法として想定してございます市の広報車ですとか、マスコミ関係、防災無線、優先電話、消防・警察への協力要望等々含めましてあらゆる手段を講じながら情報の伝達をしていきたいと考えているところであります。</p> <p>続きまして43ページ 避難住民等の誘導等でございます。意見の内容等につきましては①避難指示を的確に住民に伝える方法は、警報の伝達と同じであるが、災害弱者の対応は通常時からの町内会協力が必要であるというご意見でございます。これにつきましても素案の21ページ「研修及び訓練」の中で国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・連合町内会の協力を求めることともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要するものへの的確な対応が図れるよう留意する。と考え方を示してございまして、平常時から研修や訓練が必要と考えてございます。防災訓練や地域とのコミュニケーションの中で図っていただくと考えております。更に同じ項目の中で個人情報にネックとなり、状況把握が困難であり救援活動に支障をきたすことが懸念されるというご意見もございました。これにつきましては個人情報の取扱につきましては、当然、慎重な取扱をしていただかなければならない訳でございますので、法令なり手続に定められている範囲の中できちんと取り扱って参りたいと考えております。</p> <p>続きまして同じく43ページ 避難住民等の誘導等でございます。これにつきましては、平日の住宅街では高齢者や女性ばかりで、リーダーとなるような人がいないので避難や情報伝達に不安を感じるがどのように対処していくのかというご意見をいただいております。避難住民の誘導につきましては、消防機関特に消防団においては、町内会、自主防災組織等と連絡し、避難地域における高齢者、障害者等の避難援助、残留者の有無の確認及び保護など、自然災害時と同様な活動をする中で対応していきたくと考えているところでございます。</p> <p>続きまして49ページ 事態想定ごとの避難の留意点は道のモデル計画だと4つにわかれている、NBC攻撃の場合が抜けているがなぜなのかというようなご質問をいただいたところでございます。これにつきましては事態想定ごとの避難の留意点では4類型、具体的には「弾道ミサイル攻撃の場合」「ゲリラ・特殊攻撃による攻撃の場合」</p>
-----	---

事務局	<p>「着上陸侵攻の場合」「航空攻撃」が4つの類型としましてある訳ですが、このうち航空攻撃につきましては、着上陸侵攻の場合と同様の避難対応となるため計画素案の中では対応を3つにまとめて記載している訳でございます。またNBC攻撃につきましては特に特殊な対応が必要となりますことから、別立ての7章第4で「NBC攻撃による災害への対処」として対処内容を詳細に記載しております。そういった考え方で整理をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、資料2の4ページ、素案49ページ 事態想定ごとの避難の留意点として、例えば弾道ミサイル攻撃においては、近くのコンクリート造の建物や地階、地下街等の地下施設に避難するとあるが、帯広には中心市街地に一部有るのみで、ほとんどが該当しない。計画では道のモデル計画が基本となっているので、現実的でない無理な内容や不可能な内容があるが、この計画の目的、考え方を整理していただきたいというご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、事態想定ごとの避難の留意点では、攻撃の種類ごとに避難方法が記載されていますが、帯広市全域を網羅する非難には確かに農村部や市街地など避難方法が違い、全部を記載することはできないと考えてございますが、一般的な避難方法として計画書としては記載をしていきたいと考えております。</p> <p>続きまして51ページ 救援でございますが、救援などの計画を立てる際に、気象条件（特に冬期間）をもっと考慮に入れる必要があるのではないかというご意見でございます。ここにつきましては、道知事からの委任通知により、市は避難住民や被災者に対し、救援を行い、衣食住等を確保することになり、また、積雪寒冷地である地域特性に考慮し、必要な研究を進めていくこと考え方をもち対応していきたいと考えております。</p> <p>最後になりますが、全般を通じまして模式図、フローチャート、証明書などの挿入記載があるが、文字などが小さく読みづらく解読不能なものがあるが、是非改善をというご意見をいただきました。今回の計画書には反映されていないものもございしますが、最終の計画書につきましては見やすいものに直した形で作り上げていきたいと考えてございます。更に予算措置についてのご質問もいただいております。国、道に請求する項目は別として、保護計画上の整備を実施するにあたって、帯広市としての予算措置はどのようになるのかというご質問でございます。国民保護措置の実施費用につきましては、基本的に国が負担することとされていますが、平素から必要な費用については今後、道と協議し整備していくこととなります。当面市民周知等に必要な経費等々が発生した場合につきましては既存の予算の枠内で対応していきたいと考えております。</p> <p>以上、計画の修正内容、更にご意見に対しての市の考え方等々に関する説明でございました。</p>
会長（市長）	<p>まず計画素案をお示ししまして、それを受けて皆様方から意見をいただき計画素案を修正しました。その修正の内容について事務局から説明があった訳でございます。一部形式的な修正もございしますが、皆様方の意見を受けての修正の内容をご説</p>

会長（市長）	<p>明させていただいた訳でございます。この間、関係者の皆さまから多方面な部分からものを見ていただき、たくさんのご意見をいただきました。改めて感謝を申し上げます。それでは今説明させていただいた修正計画素案でございますが、計画の修正についてご意見・ご質問があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>若干補足の説明をさせていただきます。お手元に資料4という形で帯広市国民保護計画（素案）の〈修正案〉という形で今日お手元にあります。これにつきましては今説明させていただきました、修正後の内容を置き換えたものとして、皆様の元にお配りさせていただいたものでございます。それと先程、修正後の欄で若干説明が洩れていた点が一点ございます。資料3の3ページになります。ここで去る1月9日に防衛庁が防衛省になったということがございまして、従来「防衛庁長官に連絡する」という記載があったものを、今回「防衛大臣に連絡する」という国の組織の改変に伴いますところの記載の変更も併せて修正をさせていただきます。補足の説明につきましては以上でございます。</p>
会長（市長）	<p>只今ご説明いたしました、皆様方からいただいた素案に対するご意見・ご質問と、それを受けての市の考え方なり事務局からの考え方、そして修正した中身について資料2でご説明した。資料3は修正した箇所の新旧対照表、そして資料4が修正をした形での保護計画全文であります。ご意見等ございましたら宜しくお願いします。</p>
会長（市長）	<p>今回ご説明させていただいた、ご意見いただいた結果での計画素案の修正へのご意見・ご質問等があればというお話はしましたが、それに限らず今まで気が付かなくて、今日の時点で気が付いた点等ございましたら、そちらの方も結構でございますので、出していただければ宜しいかと思えます。</p> <p style="text-align: center;">（意見）</p>
委員	<p>市の地理的、社会的特徴のところでもっと具体的な細かいところまでの記述ということで、前回の説明のときに地理的特徴のところ広い平野、積雪寒冷地という説明がございまして、積雪寒冷地というのが追加になっているのですけれども、その後社会的特徴のところ少子高齢化の進展、自動車中心の交通網というところが説明あったのですけれども、一転、自動車中心の交通網という記述が出てきていないように思うのですけれども、一つは少子高齢化ということは例えば社会的弱者である、高齢者ですとかは移動が大変難しいと思えます。そういったところは避難等については非常に重要な問題がでてくるのだと思えます。それから自動車中心であればほとんど避難というのは車輛等が必要になってくると思いますが、そういった記述については無いのでしょうか？</p>
事務局	<p>自動車中心等、北海道十勝のような広域的な視点ならではの大都市圏とは違う移</p>



事務局	<p>動・交通の移動方法のご意見・考え方についての質問であったと考えてございます。計画書の記載の方法をどうするかといった部分では、具体的な記載の変更をしてこなかった訳ですが、事実上の避難誘導の考え方ですとか、実際の部分におきましては、当然、今の災害に対する避難の訓練もそうでございますが、そういったことを加味しながら地域に対する訓練の考え方などを実際の場面ではお示ししてきているところでございます。基本としてはそのような機会を通じながら、実際に避難の場合、例えば車を置いて避難をするでありますとか、避難の方法については周知徹底を図っていきたいという考え方でございます。以上でございます。</p>
委員	<p>少し意味が分かりにくいのですが。</p>
事務局	<p>今のご説明でお分かりにくいというのであれば、社会的特徴の部分で事実上の事実関係の記載に対するご意見でございますから、そういったものを再度加味して、車社会ですとか、帯広のそのような状況に対して中身を整理させていただきたいと考えております。それで、具体的な書き込みの中身、文言の一字一句につきましては、今言われたようなことを加味しまして、事務局の中で整理させていただいて、次回に提示させていただきたいと考えております。</p>
会長（市長）	<p>委員おっしゃった意見の趣旨はよく分かります。現状の記載の関係ですから、ご趣旨を踏まえまして、計画案を確定するまでに私共の方でご趣旨を受け止めまして、記載なりを考えて次回にお示しをしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。</p> <p>他にご意見・ご質問はございますか？</p>
委員	<p>今日お示しいただいた素案16ページの方に近接市町村との連携というところがあります。今までの自然災害等の防災対応の中で近隣市町村との例えば協定だとかは結んでいられるのかなとは思うのですけれども、そういった市町村との連携などの対応をされている部分についてご説明いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>防災に対する地域連携でございますが、現在北海道全市町村が防災に対する協定を締結してございます。それに基づく市町村との連携になるわけですが、更に十勝支庁においては連携会議というものがあまして、定期的に情報交換あるいは意見交換という形で連携を進めております。</p>
委員	<p>同じ16ページの3の(1)になりますけれども、その上から3行目のところに市町村間の相互応援協定などの見直しを行うというようなことになっておりまして、当然帯広市ということでございますと東西南北4町あるのだろうと思っておりますけれども、そこの協定、協定が無いのであれば今後の対応がでてくるのではないのかなという気がしております。現状としてはそのような協定というのは結ばれているのでし</p>
委員	

委員	<p>ようか？</p>
事務局	<p>防災に関しましては応援協定というものを締結しております。ただそれを今、ここに書いてございます国民保護計画という部分でいきますと締結というか変更というところまでは至ってございません。</p>
事務局	<p>補足をいたしますが、帯広市中心とするというか、接している部分の町村関係と個別に応援協定を結んでいる状況では今現在ございませんので、北海道のトータルでの協定、更には市レベルでいえば道東六市で防災協定というものを結んでございまして、防災に関するものではこのような現状にあります。そして先程申し上げましたように計画書に記載の必要な見直しを行うという部分に関しましては、今現在、計画を策定段階におきまして具体的に、何かの形で国民保護に関する協定の見直しをしているという段階までは至ってございませんので、今後そういったものが必要であれば、調査・研究を進めて参りたいと考えてございます。</p>
会長（市長）	<p>確かに近接市町村との連携というのは大事なことでございます。すぐ思いつくのは帯広都市圏での連携です。連携が必要だとの記載ですけれども、近隣市町村でもこの計画が策定されますので、それとの関係でも今、ご指摘のとおりご指摘の趣旨は良く分かりますので、策定・運用に当たりましては留意をしていくということで進めたいと考えております。</p> <p>他にございますか？</p>
委員	<p>市民の皆さまからいくつかの意見が挙げられていて本当に良かったと思います。事前にこれを入手できるのは何処なのですかということをごここで聞くのを忘れていたのですが、市の方にお聞きして、私の回りの何人かの人にも是非読んでくださいとお伝えしたのですが、中々、内容が難しくて意見を出すのは難しいと言われましたけれど、とにかく目を通してくださいと色々お伝えしたところであるのですが、意見が挙がっていて良かったなと思いました。</p> <p>私も先程の車で移動することが多い市なのということもそうなのですが、今こういった日常のところに想像をしなければ武力攻撃が起こった時どうするのかということにはわからない訳です。想像しながら読まないといけないものだと思うのですが、中々、地理的要件にしても、まだこれを読んだ印象としては想像が行き届きません。大まかなここに組み入れられるものはほんの大きな一部分だと思います。これで本当に市民の命や財産を守るのかという部分では、計画自体を否定する意見もありましたが、やはり難しい計画だと思います。このような、あつてはならないことを想像しなくてはならないというのは非常に作る方も意見を言う方も難しいなというのが感想です。</p> <p>それと、それをどう少しでも具体的にしていこうということだと思っておりますが、それぞれ担当課の部署ですとか専門の方がこのように協議会に参加されている訳ですか</p>

委員	<p>ら、もしそういう中でこの計画に対して担当課でこういう議論がされていたとか、意見を交わす中で出ていましたら伺いたいと思います。</p> <p>それと今回と次の回でこれを完成させるということになっていますが、私も今日この場で、市民の意見については見させていただいて色々な意見が出ていたのですが、たくさんの意見が出た場合には引き続き検討をしていくような体制を作っていただきたいなと思います。後、1回とは限らず中身について検討する機会を作っていただきたいなと思います。この後、小さな修正について協議会は開かないというようになっていたかと思いますが、後、1回で作っていいのかと思っています。皆様のご意見を聞ければと思います。</p>
会長（市長）	<p>スケジュールを含めて初めに説明しておいた方がいいと思いますのでお願いします。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールにつきましては、今日の協議会におきまして、市民意見を募集したパブリックコメントの中身につきましてはご報告をさせていただきましたことが一つと、もう一つは前回素案をご提示以降、協議会の委員の皆様からいただいたご意見・ご質問等々含めまして、もちろん市の内部の関係課からの意見調整も含めまして今回の修正案というような形でご提示をさせていただいた形でございます。</p> <p>そして実は、来月2月5日に第四回目の協議会を予定してございます。ここにつきましては今日のご意見、例えば車の話ですとかそういった今日ここで方向性の整理されたものにつきまして修正し、2月5日の協議会の冒頭に説明をさせていただきたい。更には今現在、最終的には北海道との協議をしなければならないという法の位置づけもでございます。道内にも180余もの自治体がある訳ですから、北海道が一律で全て見ることが出来るという状況ではないものですから、素案の段階で資料として北海道に私共も渡してございます。そういったなかで文言の整理ですとか注意書きの書き方の問題ですとか計画の根幹にかかわる部分でないところで、一部ご意見をいただいているところもございますので、そういったものにつきましても2月の5日協議会にそういったものを修正し、修正の中身をご説明させていただく形で、ご提示をさせていただくというように考えております。冒頭修正内容をご提示させていただいたものを協議会の中でご了解をいただければ、それをもって最終の答申とさせていただければと考えてございます。更にはパブリックコメント等のご意見もここに書いてございます。これは計画を作る段階でのご意見ではございますが、今後この計画ができた以降、私ども計画なり法に基づきまして基本としては国民保護措置をしていくこととなりますので、計画書に対する意見ではない場合も含めて、色々な形で市民の皆さまのご意見を、必要であればきちんと伺いするという考えは持っております。更には当然でございますが、議会の場にもご報告をさせていただく。そういうようなことも含めまして決して今日の協議会でもう何も無いのだとならないような形で進めて参る考えでございますので、ご理解をいただきたいと考えてございます。以上でございます。</p> <p>今後のスケジュール、期限的なものも含めまして進め方について事務局からお話を</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>させていただきました。これから道との事前協議等々、それから更に2月5日まで、一応、今まで色々な機会を通じましてご意見をいただきまして、それに基づき今日の修正案をお示ししたわけですけれども、今日の協議会で全て決定という訳ではなくて、更に文言の整理等も含めてこの案はまだ素案の段階ですから、更にどうしてもということであればご意見いただければと思いますけれども、今まで出たところは整理させていただいて、基本的には今日の協議会でご了承いただければと思っております。どうしてもということであれば直接事務局の方にご連絡いただければと私は思っております。パブリックコメントの結果につきましても広く市民の皆様にご報告したいと考えております。そういったことで進めて参りたいと考えておりますので今日の議事については宜しいでしょうか？</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>今日いただいたご意見についても、お話ししましたように趣旨を受け止めまして更に検討し修正が必要なところは修正していきたいと考えております。そのあたりは私と事務局の方にお任せいただければと思います。その他、何かご質問ございますか？</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>色々のご意見をいただき有難うございました。この素案については逐次北海道との協議を進めているところであります。その協議も含めまして2月5日の13時30分に第四回目の協議会を再度開催させていただきたいと思っております。そしてその第四回目協議会の中で追加の修正点等々お諮りしたいと思っております。そして、その第四回目協議会の中で帯広市国民保護計画案ということで答申をいただきたいと考えております。時間は少ないですけれども精力的にすすめさせていただきたいと考えております。この計画を実効性のあるものにする必要がございます。なお努力をしていきたいと考えてございます。皆様方のご協力を改めてお願い申し上げます。本日の協議会のご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。皆様有難うございました。</p>
<p>司会者（総務部長）</p>	<p>それでは以上をもちまして第3回国民保護去議会を閉会させていただきたいと思いまけれども、次回につきましては2月の5日13時30分に第四回目の協議会を開催させていただきたいと考えております。本日は大変どうも有難うございました。</p>